

品川介護福祉専門学校修学資金貸付金に関する
償還・滞納整理事務取扱要綱

制定 平成26年2月28日区長決定

要綱第15号

改正 平成27年3月31日 要綱第284号

改正 平成31年4月 1日 要綱第118号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例（平成7年品川区条例第13号。以下「条例」という。）および品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例施行規則（平成7年品川区規則第24号。以下「規則」という。）に基づく品川介護福祉専門学校貸付金の償還および滞納整理に関する事務を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(納付計画)

第2条 条例第12条第1項の規定により償還をさせることになった場合は、修学生と相談のうえ、別表に定める期間を目安に償還期間および均等払いの金額を定めるものとする。

(債権管理簿)

第3条 条例第12条第1項の規定により償還をさせることになった場合は、別に定める債権管理簿を作成し、納付状況、交渉経過その他の必要な事項を記録するものとする。

(納付指導)

第4条 区長は、修学資金を償還期限までに償還しない者（以下「滞納者」という。）に対して、次に掲げる文書により、督促および催告を行うほか、必要に応じて電話または訪問による納付指導を行う。

- (1) 督促状 納付期限の属する月の翌々月5日前後に発行する文書
- (2) 催告書 督促後の6月および12月の10日前後に発行する文書
- (3) 特別催告書 一定期間以上の滞納者に対して、必要に応じて発行する文書

2 前項の督促ならびに催告および納付指導は、次の事項に留意して行う。

- (1) 償還金の滞納が長期化しないよう滞納者に努めさせること。
- (2) 償還金の滞納が規則第11条第2項に定める期間を超えると繰上償還命令の対象になることを滞納者に説明し、理解させること。

(電話または訪問による納付指導)

第5条 電話または訪問による納付指導は、次に定めるところによる。

- (1) 督促状送付の際に指定した納期限を過ぎても、なお納付されない時に行う。
- (2) 条例第12条第2項の規定による償還期限の延長を行い、納付誓約書を提出しているにもかかわらず履行を怠っている者に対しては、納付誓約書に基づき随時これを行う。
- (3) 訪問による催告等を行う場合には、必要に応じて滞納金の徴収を行う。
- (4) 訪問した際に当該滞納者が不在の場合は、呼出し状または催告書を戸口に投函する。

(連帯保証人に対する請求)

第6条 第4条および第5条に定める納付指導をしても納付の履行が得られない場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該滞納者の連帯保証人に対し、文書により納付の履行を請求する。また、必要に応じて電話または訪問により納付指導を行うこととし、この場合における納付指導については、第4条および第5条の規定を準用する。

- (1) 滞納期間が3ヶ月以上となったとき。
- (2) 条例第12条第2項の規定による償還期限の延長を行い、納付誓約書を提出しているにもかかわらず履行を怠っている場合で、区長が必要であると認めたとき。

(償還期限の延長)

第7条 規則第10条の2第3項に規定する区長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 納付誓約書(第1号様式)
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 修学生および連帯保証人の収入を証明する書類(源泉徴収票または給与明細等)
- (4) その他必要があると認めた書類

2 償還期限の延長を認める場合の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 滞納により、繰上げ一括返済の対象となっていること。
- (2) 本人に一括して返済する資力がないこと。
- (3) 連帯保証人に請求しても返済する資力がない、または支払いの見込みがないこと。
- (4) 就労による定期的な収入があり、返済計画を立てることが可能なこと。
- (5) 本人に返済意欲があること。

3 延長期間については、収入および家賃・光熱水費等の経費を確認し、修学生および連帯保証人と相談したうえで、返済可能な額を設定すること。ただし、金額から逆算した延長期間が長期(1年6ヶ月以上)に渡る場合は、定期的に収入状況を確認し、返済計画を見直すこととする。

4 延長手続にあたっては、原則として、本人および連帯保証人が来庁のうえ、必要な書類を提出し、償還計画について相談したうえで手続を行うものとする。

(繰上げ償還命令)

第8条 規則第11条第1項に定める修学資金繰上げ償還命令書を送付する際は、本人および連帯保証人あてに内容証明郵便により送付するものとする。

(債権回収委託措置対象者)

第9条 債権回収委託措置(法的措置を含む。)対象者とは、滞納金額が10万円以上の滞納者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 連絡に応じない者
- (2) 納付誓約書を提出しない者
- (3) 納付誓約書どおり履行しない者
- (4) その他債権回収委託措置以外の滞納整理が困難であると認められる者

2 前項の規定に該当する者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、債権回収委託措置対象者としなくてよいことができる。

- (1) 滞納者または同居の親族が疾病等で長期間の療養を必要とし、そのため多額の出費を余儀なくされていると認められる場合
- (2) 不慮の事故または災害にあった場合
- (3) その他やむを得ない特別の事情があると認められる場合
(最終催告書等)

第 10 条 債権回収委託措置が必要と判断された者に対しては、最終催告書（第 2 号様式）または納付誓約書の履行催告書（第 3 号様式）を送付する。

- 2 前項の文書の送付にもかかわらず、滞納額の全部または一部を納付しない者に対しては、弁護士への債権回収委託措置を行う。
(和解成立者に対する措置)

第 11 条 弁護士への債権回収委託措置を行った結果、訴訟を提起し、訴訟上の和解をした者および起訴前の和解をした者に対しては、和解条項の履行を強力に求める。
(強制執行)

第 12 条 次に掲げる者に対しては、強制執行を行う。

- (1) 債権回収委託措置による訴訟の結果、区が勝訴判決を得た者
- (2) 和解条項不履行者
(その他)

第 13 条 この要綱に定めのない事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

償還すべき額	目安となる償還期間
105万円を超え140万円以下	5年以内
70万円を超え105万円以下	4年以内
35万円を超え70万円以下	3年以内
35万円以下	1年6ヶ月以内

納付誓約書

私 および 連帯保証人 は、 年 月 日付修学資金借用証書に基づく借入金債務として本日現在、未払い金 万円の支払い債務があることを承認しました。品川介護福祉専門学校修学資金貸付金については、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例および品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例施行規則に定める規定を遵守し、下記に定めるとおり連帯して滞りなく返済義務を負うことを誓約します。

また、次の内容および滞納した場合は延滞金を支払うことについて、異議はありません。

- (1) 債務者および連帯保証人は、住所、氏名、連絡先、勤務先等に変更があったときは、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならないこと。
- (2) 債務者および連帯保証人が前号の規定による届出を怠った場合、通常の取扱いによる郵便または信書便によって区が発送した債権の管理に関する文書は、通常到達すべきであったときに、債務者に到達したものとみなすこと。

記

- 1 未払い債務 円
- 2 償還期間 年 月 ～ 年 月
- 3 償還計画 裏面のとおり

年 月 日

品川区長 あて

貸付番号第 号

借 受 者 氏名 ⑩

住所

電話

携帯

連帯保証人 氏名 ⑩

住所

電話

携帯

返 還 計 画

回数	返還月	支払い期限	支払い金額	当初の返済月
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
支払額合計			円	

1. 指定納付書により、金融機関にて支払うこと。
2. 支払いが遅れる場合は、必ず連絡すること。

最終催告書

品福福発第 号
— 年 月 日

貸付番号第 号
様

品川区長 印

滞納期間	滞納金額
年 月分から 年 月分まで	円

あなたは、上記のとおり、品川介護福祉専門学校修学資金貸付金の償還を怠っています。直ちに納めるように再三催告してきましたが、いまだに納付されておりません。滞納金額の全額を次の最終納付期限までに納入してください。

最終納付期限	年 月 日午後 時まで
--------	-------------

この最終催告に応じない場合は、今後の品川介護福祉専門学校修学資金貸付金の債権回収措置について、しかるべき機関に委託いたします。

連絡先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36
品川区福祉部高齢者福祉課
支援調整係 担当
電話 03-5742-6728

納付誓約書の履行催告書

品福福発第 号
年 月 日

貸付番号第 号
様

品川区長 印

あなたの品川介護福祉専門学校修学資金貸付金の償還については、品川介護福祉専門学校修学資金貸付条例第12条第2項の規定に基づき、その償還期限を延長して納付することを認めてきました。

しかしながら、あなたからは納付誓約書どおりの納入がありません。（同誓約書には、
年 月 日までに 円納めることになっています。）
滞納金額を次の最終納付期限までに納入してください。

最終納付期限	滞納金額	円
	年 月 日	午後 時まで

この催告に応じない場合は、今後の品川介護福祉専門学校修学資金貸付金の債権回収措置について、しかるべき機関に委託いたします。

連絡先

〒140-8715 品川区広町 2-1-36

品川区福祉部高齢者福祉課

支援調整係 担当

電話 03-5742-6728